

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について（平成20年5月19日医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（抄）【新旧対照表】

（ ） 部分は改正部分）

改正後	改正前
第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 一 共通事項 1 (略) 2 日本語の語学研修の免除について 指針第二の一の2の(1)、第二の二の2の(1)中の「1の(1)の口の活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者」とは、インドネシア人候補者が、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験N2（平成21年度までに実施された日本語能力試験においては、二級）以上の者であること、又は「出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成2年法務省告示第145号）に基づき法務大臣が告示する日本語教育機関において12か月以上の日本語教育を受けた者であることを、確認された者とする。ただし、受入れ機関が当該インドネシア人候補者に日本語の語学研修を受講させることを希望し、かつ、日本語研修機関が認める場合には、日本語の語学研修を受講することができる。 3～5 (略) 二 (略) 三 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等 1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について指針第二の二の3（1）中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。 ① (略) ② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介	第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 一 共通事項 1 (略) 2 日本語の語学研修の免除について 指針第二の一の2の(1)、第二の二の2の(1)中の「1の(1)の口の活動に従事するために十分な言語能力を有すると認められる者」とは、インドネシア人候補者が、財団法人日本国際教育支援協会若しくは独立行政法人国際交流基金が実施する日本語能力試験N2（平成21年度までに実施された日本語能力試験においては、二級）以上の者であること、又は「出入国管理及び難民認定法第七条第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」（平成2年法務省告示第145号）に基づき法務大臣が告示する日本語教育機関において12か月以上の日本語教育を受けた者であることを、確認された者とする。ただし、受入れ機関が当該インドネシア人候補者に日本語の語学研修を受講させることを希望し、かつ、日本語研修機関が認める場合には、日本語の語学研修を受講することができる。 3～5 (略) 二 (略) 三 介護福祉士の資格習得を目的とした就労等 1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について指針第二の二の3（1）中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかと同等の体制であることをいう。 ① (略) ② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者（社会福祉士及び介

介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）附則第14条に掲げる者を含む。）を研修責任者として置いていた同号ロに掲げる介護実習施設等であること

2～5（略）

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4（3）中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令附則第14条に掲げる者を含む。

7（略）

四（略）

第三 国家試験取得後の就労等

一（略）

二 インドネシア人看護師の就労

指針別表第四の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

三 インドネシア人介護福祉士の就労

（削る）

指針第三の二の2の（1）中の「利用者の居宅」に関し、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。（削る）

介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第42号）第12条から第14条までに掲げる者を含む。）を研修責任者として置いていた同号ロに掲げる介護実習施設等であること

2～5（略）

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4（3）中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令第14条に掲げる者を含む。

7（略）

四（略）

第三 国家試験取得後の就労等

一（略）

二 インドネシア人看護師の就労

指針別表第三の五中の「その他医療等を提供する施設」とは、研究機関、看護師等養成所等の施設をいうものであること。

三 インドネシア人介護福祉士の就労

1 「利用者の居宅」について

指針第三の二の2の（1）中の「利用者の居宅」に関し、別表第二の三中の認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護並びに別表第四の二中の有料老人ホームにおけるサービス提供については、「利用者の居宅」におけるサービス提供には該当せず、施設におけるサービス提供として取り扱うこととする。

2 「その他入所又は通所サービスを提供する施設」について

指針別表第四の六中の「その他入所又は通所サービスを提供する施設」とは、次の施設をいうものであること。

（1）「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」（昭和44年7月14日付け社更第127号）別紙（進行性筋萎縮症者療養等給付事業実施要綱）に基づく「進行性筋萎縮症社療養等給付事業」を行っている施設（入所について委託を受けている病棟に限る。）

（2）「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホーム

（3）「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ダイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被

爆者ショーステイについて」(平成5年7月15日付け健医発第766号)に基づく「原子爆弾ショーステイ事業」を行っている施設

(4) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月22日社援地第74号)に基づく地域福祉センター

(5) 「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく隣保館(隣保館ダイサービス事業を行っているものに限る。)

(6) 法令又は国が定める通知に基づかず、地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等を行っている施設(利用者の居宅において介護等を行うものを除く。)

第五 定期報告及び随時報告について

一 (略)

二 定期報告及び随時報告の提出時期について

指針第四の二の4(1)による定期報告については、インドネシア人看護師候補者受入れ機関にあっては毎年2月20日まで、インドネシア人介護福祉士候補者受入れ機関にあっては毎年1月20日までに、1月1日現在の、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。

なお、毎年1月1日時点で日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修を開始していないインドネシア人候補者に係る定期報告については、研修の実施状況に係る様式第2号及び雇用契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

指針第四の二の4の(2)による随時報告については、イ、ロ、ニ又はへに該当する在留資格変更の報告にあってはこれらの許可を受けた日から2週間以内に、ハの死亡・失踪・不法就労活動の報告にあってはこれらの事実を把握した日から遅くとも1週間以内に、ホの合否結果の報告にあっては試験の合否発表日から2週間以内に、チの報告にあっては帰国日から2週間以内に、それぞれ事業団に報告すること。

三 (略)

第五 定期報告及び随時報告について

一 (略)

二 定期報告及び随時報告の提出時期について

指針第四の二の4(1)による定期報告については、インドネシア人看護師候補者受入れ機関にあっては毎年2月20日まで、インドネシア人介護福祉士候補者受入れ機関にあっては毎年1月20日までに、1月1日現在の、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。

なお、毎年1月1日時点で日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修を開始していないインドネシア人候補者に係る定期報告については、研修の実施状況に係る様式第2号及び雇用契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

指針第四の二の4の(2)による随時報告については、イ、ロ、ニ又はへに該当する在留資格変更の報告にあってはこれらの許可を受けた日から2週間以内に、ハの死亡・失踪・不法就労活動の報告にあってはこれらの事実を把握した日から遅くとも1週間以内に、ホの合否結果の報告にあっては試験の合否発表日から2週間以内に、チの報告にあっては帰国日から2週間以内に、それぞれ受入れ調整機関に報告すること。

三 (略)